

※詳細は、7月13日以降に発送する「保険料額決定通知書」をご確認ください。



2026 年度 後期高齢者医療保険料額が決定しました

町民課 ☎ 0465-85-5007

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割」と被保険者全員が均等に負担する「均等割」の合計を、個人単位で算定します。

近年医療費が上昇しているため、いずれも前年度から増額となっています。
また、本年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、従来の保険料（医療分）に、子ども分「所得割 0.25%、均等割 1,330 円」が追加されます。

■保険料率

	所得割	均等割	賦課限度額
医療分	10.30% (前年度から + 0.22%)	52,531 円 (前年度から + 6,631 円)	850,000 円 (前年度から + 50,000 円)
子ども支援金分 (本年度から新規)	0.25%	1,330 円	21,000 円

！保険料が軽減される場合があります！

①均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者の方全てと、世帯主の前年の総所得金額などを合計した金額が、下表「世帯の総所得金額等の基準」に該当する方は、均等割額が軽減されます。

世帯の総所得金額等の基準 (2026 年度)	軽減割合	軽減後の均等割額
■ 43 万円 + 10 万円 × (公的年金または給与所得者の合計数 (※ 1) - 1) 以下	7 割	15,107 円 (※ 2)
■ 43 万円 + 31 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (公的年金または給与所得者の合計数 (※ 1) - 1) 以下	5 割	26,930 円
■ 43 万円 + 57 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (公的年金または給与所得者の合計数 (※ 1) - 1) 以下	2 割	43,088 円

- ※ 1 公的年金または給与所得者の合計数とは、次の (1) ~ (3) のいずれかに該当する方の合計人数です。
- (1) 給与などの収入金額が 55 万円を超える方
 - (2) 65 歳未満かつ公的年金等収入金額が 60 万円を超える方
 - (3) 65 歳以上かつ公的年金等収入金額が 125 万円を超える方
- ※ 2 7 割軽減対象者の医療分の軽減割合は、2026・2027 年度のみ 7.2 割軽減となります。

②会社などの健康保険に被扶養者として加入していた方の軽減

- | | |
|---|--|
| ▼対象
後期高齢者医療制度の被保険者となる日の前日に、「全国健康保険協会管掌健康保険」・「船員保険」・「健康保険組合」・「共済組合」の被扶養者であった方 | ▼軽減期間
後期高齢者医療制度に加入後、2年を経過するまで |
| ▼軽減額
均等割額が5割軽減／所得割額の負担なし | ▼注意事項
※国民健康保険、国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。
※均等割額の軽減で、軽減割合が7割に該当する場合はそちらが優先されます。 |



2026 年度 国民健康保険税のお知らせ



◀町ホームページは
こちらから

町民課 ☎ 0465-85-5007

■「子ども・子育て支援金」が徴収されます

本年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険から「子ども・子育て支援金」を徴収することとなりました。
これに伴い、大井町では子ども・子育て支援金として新たに「所得割 0.27%、均等割 1,900 円」が

課税されます（※子どもについては全額軽減）。
なお、その他の税率（医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）については、昨年度から変更ありません。

■保険税率 ※大井町では、子育て世帯の負担を軽減するため、18 歳以下の均等割額を全額免除しています。

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療保険分	5.82%	24,000 円 × 加入者数	19,500 円	670,000 円 (前年度から + 10,000 円)
後期高齢者支援金分	2.69%	9,500 円 × 加入者数	8,000 円	260,000 円
介護納付金分 (40 ~ 64 歳の方のみ)	2.07%	9,500 円 × 加入者数	6,000 円	170,000 円
子ども支援金分 (本年度から新規)	0.27%	1,900 円 × 18 歳以上加入者数	なし	30,000 円

■軽減基準に該当する世帯は、均等割と平等割が軽減されます

軽減基準に該当する世帯は、均等割と平等割が軽減されます。
申請は必要ありませんが、世帯内に所得の申告をしていない方がいると適用されません。

軽減割合	軽減基準 (世帯主と被保険者の総所得金額等の合計)
7 割	【43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の人数 - 1)】以下の世帯
5 割	【43 万円 + 31 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者数等の人数 - 1)】以下の世帯
2 割	【43 万円 + 57 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10 万円 × (給与所得者数等の人数 - 1)】以下の世帯

「国民健康保険税納税通知書」を 7 月 13 日 (月) 以降に郵送します

この通知書は、国民健康保険加入世帯の納税義務者（住民登録上の世帯主）に、本年度本算定の課税内容と税額をお知らせするものです。

内容をご確認いただき、納期限までに保険税を納付してください。
※口座振替の方や特別徴収（年金天引き）のみで納付される方には、納付書は同封されません。